



# i 年末年始の休業・休館日



出生・死亡・婚姻など戸籍に関する届出は、警備員室(本庁舎地下1階の職員通用口)で受け付けます。  
 ※年末年始の緊急時などの医療機関については28・29ページをご覧ください。

施設など	休業・休館日	備考
図書館(分館含む)	12/27(月)~1/4(火)	休館中の返却は、各図書館のブックポストへ
関沢児童館、諏訪児童館(ぱれっと内) ふじみ野児童館(ピアザ☆ふじみ内)	12/28(火)~1/3(月)	
キラリ☆ふじみ	12/28(火)~1/4(火)	利用申込受付：1/5(水)9:00~
市役所、各出張所、健康増進センター、子ども未来 応援センター、ファミリー・サポート・センター	12/29(水)~1/3(月)	
各公民館、鶴瀬コミュニティセンター、鶴瀬西 交流センター、針ヶ谷コミュニティセンター、み ずほ台コミュニティセンター、ふじみ野交流セン ター、ピアザ☆ふじみ		3月分利用申込受付：1/5(水)9:00~ インターネットでの仮予約開始：1/6(木) 鶴瀬コミュニティセンターホール 7月分申込受付：1/5(水)10:00~
市民福祉活動センターぱれっと		1/4(火)~3/31(水)は臨時休館。詳しくはP18参照
老人福祉センター(びん沼荘)		4月分利用申込受付(団体)：1/4(火)9:00~ ※個人利用は老人福祉センター(☎049-252-4810) に電話で
水子貝塚資料館、難波田城資料館		公園は無休(開園時間 9:00~17:00)
市民総合体育館 運動公園、第2運動公園、びん沼公園		運動公園などの2月分利用受付：1/4(火)8:50~ 市民総合体育館4月分申込受付：1/6(木)8:50~ ※市民総合体育館で抽選会を行います。
市内循環バス(ふれあい号)、デマンドタクシー		デマンドタクシー電話連絡受付：1/4(火)8:30~

# 🗑️ 年末年始のごみ・資源の収集



📍 環境課 ☎049-252-7100

年末年始の収集日は下表のとおりです。年末年始はごみが大量に出されるため、通常よりも収集に時間がかかります。

## ● 可燃ごみ

収集日	年末最終日	年始開始日
月・木曜	12月30日(木)	1月6日(木)
火・金曜	12月28日(火)	1月4日(火)
水・土曜	12月29日(水)	1月5日(水)

ダンボールや新聞紙・雑誌などは分  
別して資源ごみとして出してください。  
い。

## ● 資源プラスチック

収集日	年末最終日	年始開始日
水曜	12月29日(水)	1月5日(水)
木曜	12月30日(木)	1月6日(木)
金曜	12月24日(金)	1月7日(金)

年末年始のごみ収集は、「富  
士見ごみ分別アプリ」でも  
お知らせします。



## ● ビン、カン、不燃ごみ、 ペットボトル、紙布類、有害ごみ

収集日	年末最終日	年始開始日
月曜	12月27日(月)	1月10日(祝)
火曜	12月28日(火)	1月4日(火)
水曜	12月29日(水)	1月5日(水)
木曜	12月30日(木)	1月6日(木)
金曜	12月24日(金)	1月7日(金)
土曜	12月25日(土)	1月8日(土)

## 粗大ごみの環境センターへの持込み ※要予約(粗大ごみ受付センター ☎0570-001-530)

年末は混雑するため、早めの持込みか年明けの持込みにご協力ください。

**とき** 年末：12月30日(木)まで 年始：1月4日(火)から

**搬入件数** 平日：40件 土曜：20件

**搬入できるもの** 粗大ごみまたは可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみのいずれか一方

**申込方法** 搬入日の1週間前から平日午前8時30分~午後5時に電話で予約してください(年末は28日(火)午後4時まで)。

※12月25日(土)は、20日(月)から受け付けます。



## 市制施行50周年記念冠称・ロゴマークの使用について

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市制施行50周年記念の冠称とロゴマークを、市民の方や市内団体、事業者の方が使うための申請を受け付けます(使用料無料)。

**申請期間** 12月1日(水)～令和5年3月10日(金)(必着)

**対象** 市民、市内で活動する団体、事業者(所在地不問)

**申請方法** 申請書に記入し、企画書やロゴマークの使用箇所がわかる資料を添えてメール、FAX、郵送または直接提出してください。詳しくは、「富士見市市制施行50周年記念冠称・ロゴマークの手引き」をご覧ください。

※手引きと申請書は、市ホームページ、シティプロモーション課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター・図書館、ピアザ☆ふじみ、キラリ☆ふじみ、市民総合体育館にあります。

**【提出先】** 〒354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所シティプロモーション課

FAX049-254-2000

☐promotion@city.fujimi.saitama.jp



富士見市★市制施行50周年



新ラベル決定!!

# 純米吟醸「縄文海進」 12月11日(土)販売開始

☎ 産業経済課 ☎049-257-6827 富士見市商工会 ☎049-251-7801

### ■ 彩のきずな

埼玉県農業技術研究センターで9年の歳月をかけて育成された埼玉県オリジナルの品種。(一財)日本穀物検定協会が実施する「令和2年産米の食味ランキング」で、富士見市を含む県西・県北の「彩のきずな」が、最高ランクの「**特A**」評価を獲得。

### ■ 新ラベル決定

ラベルのリニューアル投票で、全962票中264票を獲得。米の「稲穂」、見渡せる「富士山」、海進の「波」のイラストで富士見市を表現しました。

### ■ 2,000本限定販売

富士見市産の新米「彩のきずな」を100%使用した純米吟醸「縄文海進」をぜひお買い求めください。  
※酒粕も数量限定で販売します。

#### 【販売店】

縄文海進販売店の会加入店  
※縄文海進販売店の会加入店は、市ホームページをご覧ください。



純米吟醸「縄文海進」は、市内のお米の生産者と商業者、製造者が丹精込めて作り続け、来年で販売開始から30年。豊かに実った「彩のきずな」を極限まで磨き込んで醸造したこのお酒の果実を思わせる吟醸香とふくよかな味わい、スッキリとした飲み口をぜひご賞味ください。

縄文海進販売店の会代表  
お米の田米衛 田坂 佳宏 さん



【1.8L】  
2,167円(税込)

【720ml】  
1,084円(税込)



# 所得税や市・県民税の申告書はご自宅で作成を

☎ 税務課 ☎049-252-7116

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電子申告や郵送による申告書の提出にご協力をお願いします。

## 所得税の確定申告 ☎ 川越税務署 ☎049-235-9411 (自動音声案内)

確定申告には、スマートフォンでインターネットから申告書の作成ができる国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

作成した申告書は、e-Tax (国税電子申告・納税システム) で電子送信 (「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」) または印刷して郵送で提出することができます。

### e-Taxでの申告

マイナンバーカード方式	マイナンバーカードと、マイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。
ID・パスワード方式	事前に川越税務署でIDとパスワード申請・本人確認の手続きが必要です。過去に市役所会場で確定申告を行い、「利用者識別番号等の通知」をお持ちの方は、本人確認書類とあわせてお持ちください。 ※ID・パスワード方式は暫定的な措置のため、マイナンバーカードを取得してください。

### 郵送での申告

☎ 郵送先 ☎ 350-8666 川越市大字並木452-2 川越税務署

### 市の申告会場での申告

#### 市の申告会場で申告する場合の注意事項

- 令和3年分 (令和4年度) の申告から、株式の配当を含む所得税の確定申告を希望される場合、市の申告会場では受け付けできません。川越税務署で申告してください。

#### 市の申告会場で受付できない所得税の確定申告

配当所得の申告/青色申告/雑損控除 (災害関連など) /住宅借入金等特別控除/特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の控除申告/土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引等の分離課税申告/特定支出控除の申告/更正の請求、修正申告、過年分の申告をされる方/給与や年金の源泉徴収票がない方や報酬などの支払調書がない方

※そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容は受け付けできません。

- 医療費控除の明細書・収支内訳書は、申告会場での作成代行はできません。事前に作成してください。

#### 医療費控除の明細書

医療費控除を受けるには、医療費控除の明細書の添付が必要です。



#### 収支内訳書

営業、不動産、農業所得がある方は、収支内訳書が必要です。ご自身での作成が難しい場合は、税理士への委託や青色申告会へ加入して作成指導を受けることなどを検討ください。



## 市・県民税の申告

前年に市・県民税申告書を提出した方などには、申告書を令和4年1月下旬に送付します。お手元に届きましたら、必要書類を同封し、郵送での提出にご協力ください。

☎ 郵送先 ☎ 354-8511 (所在地は記載不要) 富士見市役所税務課市民税係

※市ホームページの「市県民税申告書作成・税額試算システム」では、必要事項を入力することで申告書の作成と印刷などができます。令和3年分 (令和4年度) 申告書の作成は令和4年1月下旬からを予定しています。





# 事業を営んでいる皆さんへ 償却資産(固定資産税)の申告



☎ 税務課 ☎049-252-7117

**申告が必要な方** 令和4年1月1日現在で市内に償却資産(事業用資産)を所有している方

**申告書提出期限** 令和4年1月31日(月)

※申告書類は12月上旬に郵送します。届かない場合はご連絡ください。

※新たに償却資産を所有した方や事業再開などにより申告書類が届いていない方も、該当する償却資産を所有している場合は申告が必要です。



新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、郵送またはeLTAXによる申告にご協力ください。

## 償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるものです。

確定申告をしている方は主に収支内訳書で「減価償却資産」の欄に計上している(する)資産です。

※自動車税、軽自動車税の課税対象になる車両、無形固定資産など一部除外される資産があります。

## 償却資産の例

各業種共通	門、塀、外構、ネオンサイン、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機など
小売業	店舗内装、看板、陳列棚、陳列ケース、冷凍庫、冷蔵庫、レジスターなど
不動産貸付業	緑化施設などの外構、舗装路面(アスファルト舗装など)、受変電設備、中央監視制御装置、広告塔、集合郵便受け、駐車場装置(機械装置)など
農業	田植機、耕運機、コンバインなどの収集機、野菜洗浄機、乾燥機、加温機など
飲食業	店舗内装、看板、テーブル、イス、自動販売機、厨房設備、カラオケ機器など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、発電機など



償却資産(固定資産税)の申告は、eLTAXで電子申告できます。詳しくは上記コードからご覧ください。



# 税は納期限内にお納めください ～税金は暮らしを支える貴重な財源です～

☎ 収税課 ☎049-252-7119

税金はまちづくりや福祉、教育などを支える貴重な財源です。滞納者には、督促状や文書・電話催告などで、自主納付をお願いしていますが、催告後も納付が確認できない場合、差押などの滞納処分となる場合があります。

なお、特別な事情で納付が難しい方は、お早めにご相談ください。

## 納税は便利な口座振替で

口座振替(自動払込)は一度手続きをすると、以降は納期限日ごとに指定口座から自動的に引き落とされます。納期限ごとに金融機関に出向く必要がなくなり、納付漏れを防げます。

## ペイジー口座振替受付サービス

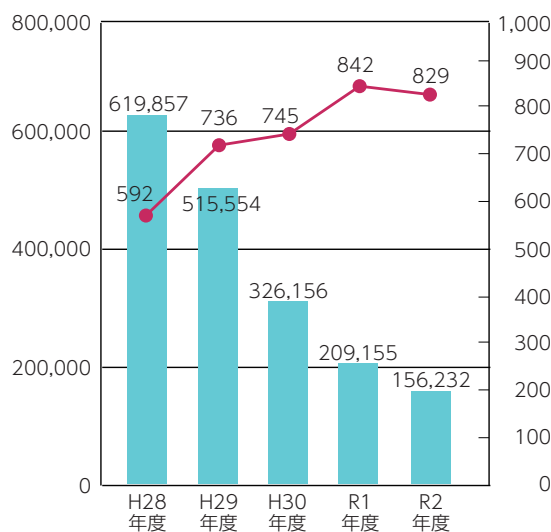
収税課で専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで各種税金の口座振替の申込みが完了します。

## スマートフォンで「かんたん納税」

- ・LINE Pay納付
- ・モバイルレジ納付(インターネットバンキング・クレジットカード納付)



## 収入未済額(市税)と差押件数



... 収入未済額(単位: 千円)

... 差押件数(単位: 件)

## 国民健康保険加入者の方へのお知らせ

☎ 保険年金課 ☎049-252-7112

### セルフメディケーションをご存知ですか

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当てすること」で、日ごろから自分の健康状態と生活習慣をチェックし、軽い体調不良のときに、市販薬などを上手に使って自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたることです。



### セルフメディケーション税制をご利用ください

特定健診やがん検診などを受けている方が、セルフメディケーション税制対象医薬品を年間で12,000円を超えて購入した場合、対象医薬品購入額から12,000円を引いた金額(上限金額：88,000円)について、確定申告の際に所得控除を受けることができます。

なお、従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制は、どちらか一方の適用となります。

セルフメディケーション税制について、詳しくは税務課(☎049-252-7116)にお問い合わせください。



## 生活にお困りの方の相談窓口

☎ 福祉政策課 ☎334

### 生活サポートセンター☆ふじみにご相談ください

生活サポートセンター☆ふじみでは、仕事や健康、生活費などでお困りの方に支援プログラムを作成し、解決に向けた支援を行います。

また、生活資金、フードバンク、住居確保給付金などの相談も受け付けています。



### 生活サポートセンター☆ふじみ

鶴瀬西2-4-19

☎049-265-6200 (平日午前8時30分～午後5時)

※窓口での相談を希望の場合は、事前に電話予約が必要です。

### 生活保護に関する相談

生活保護に関する相談については、福祉政策課保護第1・2係(☎049-252-7103)で受け付けます。



## 不妊・不育症検査、不妊治療費助成

☎ 子ども未来応援センター ☎049-252-3774

不妊・不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図り、子どもを生み育てやすい環境づくりの推進を目的に、不妊・不育症検査と不妊治療の助成を行っています。

### 不妊・不育症検査

**対象** 検査開始時に妻が43歳未満で、夫婦で検査を受けた方

※令和2年3月31日時点で妻が42歳の夫婦

は、「妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで」に検査開始した場合、助成対象となります。

**助成額** 上限2万円(千円未満切り捨て、1回限り)

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて直接申請してください。申請書は、市ホームページまたは子ども未来応援センターにあります。



### 不妊治療

**対象** 妻が43歳未満で、特定不妊治療(体外受精および顕微授精)や男性不妊治療を受け、県の不妊治療費助成金を受給された方

※令和2年3月31日時点で妻が42歳であり、新型コロナウイルスの感染防止のため治療を延期した夫婦は、「妻の年齢が44歳に到達する日の前日まで」に治療を開始した場合、助成対象となります。

**助成額** 上限10万円(千円未満切り捨て)

**申請方法** 申請書に記入し、必要書類を添えて直接申請してください。申請書は、市ホームページまたは子ども未来応援センターにあります。



## 民生委員・児童委員にご相談ください

☎ 福祉政策課 ☎049-252-7102

「民生委員・児童委員」は、高齢者や障がいのある方、子育て中の方、生活に困っている方などが、地域で安心して暮らせるように支援するボランティアです。

また、子どもや子育てに関する支援を専門とする「主任児童委員」もいます。

相談内容に応じ、市の窓口や高齢者あんしん相談センターなどの相談機関にもつながります。

各委員には、法律上守秘義務が課せられており、秘密が漏れることはありませんので安心してご相談ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



# 富士見市「家庭の日」ポスターコンクール 入賞者を紹介します

☎ 生涯学習課 ☎049-252-7138

「毎月第3日曜日は家庭の日」の普及のため市内の小学校・特別支援学校からポスターの募集を行い、青少年育成推進員の会で選ばれた作品を紹介します(敬称略)。

なお、入賞作品は「家庭の日」のポスターに使用され、市内公共施設や学校などに掲示されます。



1・2年生の部最優秀賞  
菅原 美弥



3・4年生の部最優秀賞  
鈴木 杏奈



5・6年生の部最優秀賞  
富田 咲季

## 富士見市「家庭の日」ポスターコンクール結果

	1・2年生の部	3・4年生の部	5・6年生の部
最優秀賞	菅原 美弥(水谷東小2年)	鈴木 杏奈(みずほ台小3年)	富田 咲季(水谷東小5年)
優秀賞	芳我 咲香(つるせ台小1年) 高橋 心春(勝瀬小1年)	川瀬 愛莉(諏訪小4年) 瀧澤 咲智(ふじみ野小3年)	菊地 莉衣(諏訪小6年) 松森 咲希(諏訪小6年)



## 消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181  
【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

### 心当たりのない「当選」に注意しましょう！

「宝くじに当選した」という身に覚えのないメールやメッセージが届いたという相談が寄せられています。

相手への連絡や、個人情報を入力して一度でも手続きなどを行うと、手数料と称してお金を請求される可能性があるため注意が必要です。

### 【消費者へのアドバイス】

- 応募していない宝くじや懸賞に当選することはありません。著名人を騙って興味を引き、懸賞に申込みをさせる手口なども存在するため、注意しましょう。
- 賞金を受け取る手続きを騙って、個人情報やクレジットカード番号を盗み取る事例もあります。もし、クレジットカード番号を伝えてしまったら、すぐにクレジットカード会社に連絡し、請求の保留やカード番号の変更などを依頼しましょう。



## 富士見市で結婚50周年を迎える 金婚夫婦をお祝いします

☎ 健康増進センター ☎049-252-3771

市制施行50周年にあわせ、結婚50周年を迎えるご夫婦の金婚を祝い、来年開催予定のイベントで賞状と記念品をお渡しします。

**対象** 市内在住で、令和4年4月10日(日)～令和5年4月9日(日)に結婚50周年を迎える夫婦

**定員** 50組(応募多数の場合は抽選)

**申込方法** 12月1日(水)～令和4年1月7日(金)に、昭和47年4月10日～昭和48年4月9日に結婚したことがわかる書類(戸籍抄本(謄本)、結婚式の写真(日付の書かれたもの)など)を持参してください。

※持参が難しい場合は、お問い合わせください。

